

仕 様 書

1 業務名

旭町ポンプ場ほか7か所自家用電気工作物保安業務

2 業務場所

南区旭三丁目ほか7町

	名称	所在地
1	旭町ポンプ場	南区旭三丁目13番6号
2	宇品ポンプ場	南区宇品神田五丁目24番30号
3	大正橋ポンプ場	南区的場二丁目7番1号
4	新出島ポンプ場	南区出島二丁目31番4号
5	出島中継ポンプ場	南区出島一丁目8番13号
6	元宇品中継ポンプ場	南区元宇品町3番33号
7	丹那中継ポンプ場	南区丹那町2番3号
8	寺屋敷中継ポンプ場	安芸区矢野町752番地380

3 目的

本業務は、電気事業法第43条第1項及び第2項、電気事業法施行規則第52条第2項及び広島市電気設備保安規程（以下「保安規程」という。）に基づき、旭町ポンプ場ほか7か所の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託し、施設の安全かつ良好な運転状態を保持するものである。

4 契約対象

契約対象とする自家用電気工作物の概要は、別紙1のとおりとする。

5 委託業務の内容

保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）は、保安規程に基づき、別紙1の事業場について、次の各号による保安管理業務を自ら実施するものとする。

- (1) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「技術基準」という。）への適合状況を確認するため、定期的な点検（測定及び試験を含む。）を行い、その結果を発注者に報告すること。
また、技術基準に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理又は改修等のとるべき措置を発注者に指示又は助言すること。
- (2) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、6（2）に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じて、そのとるべき措置を発注者に指示又は助言すること。
- (3) 別紙1に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事の計画がある場合、施工する場合又は工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じて、そのとるべき措置を発注者に指示又は助言すること。
- (4) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (5) 別紙3に掲げる電気工作物の保安上必要な整備を行うこと。
- (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、

整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げるポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかの確認を行い、その結果を発注者に報告すること。

6 点検の頻度及び点検項目

- (1) 5 (1) に定める定期的に行う点検の頻度は次のとおりとする。
- また、点検項目の内容は別紙2及び別紙2-1を基本とし、保安規程によるものとする。
- ア 月次点検（設備が運転中の状態において点検を実施するもの）
1回／月（年次点検の月を除く）
- イ 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの）
1回／年
- ウ 臨時点検（電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生するおそれがあると判断したときに点検を実施するもの）
必要の都度
- (2) 5 (2) に定める工事期間中の点検は、別紙2の月次点検に定める外観点検を点検対象設備等に掲げる設備等を対象に行い、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び技術基準への適合状況について確認するものとする。
- (3) (1) アの月次点検のほか、保安業務担当者は、発注者が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を発注者に対して行い、異常が認められる場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行うこと。
- (4) 電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者から連絡を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発をさせないための対策について、発注者に指示又は助言すること。なお、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条で規定されている事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
- (5) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（発注者が警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする）以上の漏洩電流が発生している旨の警報を（以下、「漏洩警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）には、保安業務担当者は、警報発生の原因を調査し適切な処置を行うこと。

7 連絡責任者等

- (1) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、前項の連絡責任者の不在時に備えて、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じて、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

8 発注者及び受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、別紙1の事業場の保安業務担当者が本人であることを確認する。
 - (2) 保安業務担当者は、別紙1の事業場における保安全管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
 - (3) 発注者は、受注者が保安全管理業務の実施にあたり報告、助言した事項及び発注者と受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
 - (4) 発注者は、電気事故及びその他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。
 - (5) 受注者は、保安全管理業務を誠実にを行い、保安業務担当者は保安規程に基づき、保安全管理業務を自ら実施するものとするが、次のアからエまでに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安全管理業務についてはこの限りでない。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。
- ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する自家用電気工作物
- (ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械等）
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- イ 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物（内燃機関、燃料設備等）
- (6) 業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議のうえ、作業日時、手順等を定めるものとする。また、本業務は雨水ポンプ場等の点検業務であるため、天候等により作業時間が制限される場合がある。
 - (7) 業務の実施にあたっては、「広島市環境マネジメントシステム」の運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。
 - (8) 業務の実施にあたり異常か所を発見した場合、直ちに報告するとともに、軽微なものについては発注者と協議のうえ部品交換・設備補修等早期復旧に努めること。

9 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 受注者は、保安業務に従事するものを定め、氏名及び職名を発注者に報告するものとする。
- (3) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (4) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者は、保安管理業務契約において契約している換算係数（経済産業省告示 249号第3条による）と本契約の対象電気工作物の換算係数の総和が33点未満であること。

10 提供する役務の品質保証

- (1) 点検、試験、事故処理、相談等の提供する役務について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定されるマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。
- (2) 保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあつて、点検・報告等の業務分担が明確な体制であること。
- (3) 受注者は電気事故その他緊急時における宿直・連絡・応動体制等の協力体制を明確にし、2時間以内に当該事業場に到達することを要することとする。

11 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 防具、保護具の使用

高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用すること。（労働安全衛生規則第342、343条）

絶縁用防具、絶縁用保護具は6月以内ごとに1回定期的に自主検査を行い、異常のないことを確認したものを使用すること。（労働安全衛生規則第351条）

(4) 労働災害総合保険等への加入

受注者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険又は労働災害総合保険に加入すること。

12 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

業務に使用する機械器具は平成15年7月1日経済産業省令第80号、電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有すること。

(2) 測定器の校正・誤差試験

業務に使用する次の測定機器（継電器試験装置、絶縁耐力試験装置に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。）は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施するものとする。

ア 交流電圧計

- イ 交流電流計
- ウ 絶縁抵抗計
- エ 接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

(2) の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、その試験結果の記録を台帳管理するとともに、発注者から求めのあったときは直ちに開示するものとする。又、合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示すること。

13 報告事項等

(1) 事前承諾書類

受注者は、あらかじめ発注者に対し、次の書類を提出してその承諾を得るものとする。
(変更があった場合も同様とする。)

ア 広島市委託契約約款第8条に定める現場責任者(保安業務担当者)及び保安業務従事者の氏名及び9項の資格等を証する書類の写し

イ 保安管理業務契約状況調書

ウ 到達時間確認書(地図・距離・交通機関等を明記したもの)

エ 緊急時協力体制

オ 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の誓約書

カ 所有機械器具一覧表(校正・誤差試験記録含む)

キ 所有機械器具・絶縁用防具・絶縁用保護具一覧表(耐圧試験記録含む)

ク 損害賠償保険に加入している場合はその保険証の写し

ケ 労働災害総合保険等の保険証の写し

コ 法人にあっては次の書類

(ア) 実績証明書

(イ) マネジメントシステム文書(社内規約等)

(ウ) 指揮命令体制及び業務分担表

(エ) 現場責任者(保安業務担当者)及び保安業務従事者が法人の従業員である証明書(健康保険証の写し等)

(2) 委託業務実施計画書

ア 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とする。

年間計画書は契約締結後速やかに、月間計画書は、前月の25日までにそれぞれ提出し、承諾を受けなければならない。

(3) 委託業務実施報告書

ア 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を点検月の翌月10日(ただし、3月分については3月31日)までに提出して、履行確認を受けるものとする。ただし、通常の点検中に異常を発見したとき及び臨時点検を行ったときには、直ちにその点検結果を報告するものとする。

イ 受注者が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者及び受注者双方において3年間保存するものとする。

14 費用の負担等

(1) 業務を行うために要する費用のうち、次のもの以外は全て受注者の負担とする。

ア 施設内で使用する電気料金及び水道料金

イ 電気工作物の保安上必要な整備の実施について必要となる機材部品(別紙3)

15 その他

(1) 中四国産業保安監督部への申請・届出

契約が締結された場合は、契約期間の開始の日から速やかに受注者の責任において手続き書類を作成し、中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を提出するものとする。（電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第52条第2項）

(2) 契約解除

(1)の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）20130107 商局第2号平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合において、発注者はこの契約を一方向的に解除できるものとする。

(3) 旭町ポンプ場の年次点検

旭町ポンプ場は現在受変電設備の一部（PAS～変圧器盤より上位の高圧盤）を改修するにあたって仮設を設置している。本仮設部分の年次点検は、設置者である㈱明電舎が実施する。年次点検実施日は㈱明電社と調整し、同日とすること。

(4) その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

自家用電気工作物概要一覧表

施設名	設備容量 (KVA)	電力 引込	区分開閉器	高压 67R	断路器	高压 27R	高压 避雷器	高压 遮断器	高压 51R	高压 64R	高压進相 コンデンサ	高压変圧器	発電設備	蓄電池設備
1 旭町ポンプ場	2350	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 300A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	有	100kvar 50kvar	3φ1,000kVA(3.3kV)×2 3φ300kVA(3.3kV/420V) 3φ150kVA(210V)×2 1φ50kVA(210-105V)	3φ3W6600V 750kVA	有
2 宇品ポンプ場	2191	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 200A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	有	50kVA × 2	3φ500kVA(210V) 3φ200kVA(420V)	3φ3W6600V 1,250kVA	有
3 大正橋ポンプ場	200	3φ3W 6600V 2回線	GS7.2kV 300A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	無	無	3φ200kVA(210V)	無	無
4 新出島ポンプ場	967	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 200A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	有	25kvar 160kvar	3φ750kVA(210V)	3φ3W6600V 750kVA	有
5 出島中継ポンプ場	200	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 200A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	無	無	3φ200kVA(210V)	3φ3W210V 150kVA	有
6 元宇品中継ポンプ場	150	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 200A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	無	無	3φ150kVA(210V)	3φ3W210V 125kVA	有
7 丹那中継ポンプ場	100	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 300A	有	7.2kV 400A	有	8.4kV 5kA	VCB7.2kV 600A	有	無	無	3φ100kVA(210V)	3φ3W210V 135kVA	有
8 寺屋敷中継ポンプ場	100	3φ3W 6600V	PAS7.2kV 200A	有	7.2kV 200A	有	8.4kV 2.5kA	VCB7.2kV 600A	有	無	5kVA	3φ100kVA(210V)	3φ3W210V 75kVA	無

月次点検及び年次点検基準

区分	点検対象設備等	月次点検	年次点検
引込設備等	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の月次点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験並びに盤内清掃
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
受・配電盤			
接地工事	接地線、保護管等		
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
非常用予備発電装置	原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の月次点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
蓄電池設備		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の月次点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定を行うが、当該点検は、別途業務で行うため、その内容及び結果について受注者が点検記録を確認するものとする。
負荷設備	配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の月次点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
配電線路		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	

年次点検 点検基準書

対象設備		目視点検項目	測定・動作確認項目
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ● 取付部のゆるみ ● 電線接続部の過熱・変色 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電線接続部のゆるみ
引込設備	電柱	<ul style="list-style-type: none"> ● 著しい傾斜 ● 支線の状態 ● 碍子の状態 ● 電線の状態 ● 腕金の状態 ● 電柱の状態 	
	区分開閉器	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉表示 ● 発錆・汚損 ● 取付状態 ● ブッシングの状態 ● 変形変色 ● 接地線の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作 ● 開閉紐の状態
	ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ● 取付状態 ● 端末の状態 ● たるみ ● 接地線の状態 	
受変電設備	断路器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色 ● 刃の接触状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作
	負荷開閉器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色 ● 刃の接触状態 ● ヒューズの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作
	遮断器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色 ● 開閉表示 ● 接地線の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接触子(ジャンクション部)の消耗変形 ● 機構部の状態・動作・注油 ● 絶縁抵抗測定
	避雷器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損 ● 接地線の状態 	
	カットアウト	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色 ● 刃の接触状態 ● ヒューズの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開閉動作
	電力ヒューズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色・発錆 ● 刃の接触状態 ● ヒューズの取付状態 	
	母線	<ul style="list-style-type: none"> ● 過熱・変色・汚損 ● 支持物の状態 	

対象設備	目視点検項目	測定・動作確認項目	
受変電設備	コンデンサ ／リアクトル	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・腐食 ● 過熱・変色・異音・漏油 ● ケースの膨らみ ● ブッシングの状態 	
	計器用変成器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・変色 ● 接地の状態 	
	変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・過熱・異音 ● 碍子の状態 ● 温度確認 ● 接地の状態 ● 呼吸器の状態(油入) ● 油量、絶縁油の変色(油入) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶縁抵抗測定
	保護継電器	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動作試験 ● 保護連動試験
	キュービクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・発錆・腐食 ● 据付状態 ● 小動物の侵入 ● 雨の吹込み ● 接地線の状態 ● ケーブル貫通部の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶縁抵抗測定
	蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 蓄電池期限 ● 触媒栓期限 ● 蓄電池ケースの状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 蓄電池電圧確認 ● 液量確認
	接地	<ul style="list-style-type: none"> ● 電線の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接地抵抗測定
	非常用発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 制御盤の状態 ● 油・水等の漏れ ● 配管の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 潤滑油量 ● 冷却水量 ● 試運転確認(停復電) ● 異音・振動・異臭 ● 排気の状態

配電設備	配電盤・分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷・汚損・発錆・腐食 ● 据付状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 絶縁抵抗測定 <p>負荷に PLC、コンピュータ、通信装置等の電子機器が接続されているものの測定、及びこれら負荷の配線用遮断器、制御電源の操作については事前に発注者に確認すること。</p> <p>また、巻線型電動機については、電動機側のスリップリングに接触している刷子を離れたのち、スリップリング部で絶縁抵抗測定を行うこと。</p>
電気室	電気室	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨漏り ● 隙間 ● 受電設備等の表示板 	<ul style="list-style-type: none"> ● 換気扇の動作

変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかを確認すること。

電気工作物の保安上必要な整備の実施について

自家用電気工作物の保安管理業務において、次の場合、受注者は別表のとおり実施するものとする。

- (1) 早急に改修しないことで危険が予想される場合
- (2) 施工が容易な場合
- (3) 必要な部品・材料及びその他資材等が容易に入手できる場合

別表

項 目		範 囲 及 び 要 領
機器等	機器不良のもの	絶縁不良等で危険が予想されるものは発注者と協議して電路から切り離し等の処置を行う。
	機器類の取付用ボルト及び機器類（容易に内部等の点検ができるもの）のボルト・ナット・ビス等の取付又は締付けが不完全なもの	取付・締付けを行う。
	変圧器・計器用変成器等に使用するヒューズ類の不適正なもの又は熔断しているもの	予備品と取替・取付けを行う。
	低圧機器に使用するヒューズ類の不適正なもの又は熔断しているもの	予備品と取替・取付けを行う。
	蓄電池設備及び非常用予備発電装置の蓄電池液面低下のもの。	精製水の補充を行う。
配線等	絶縁電線の接続か所の絶縁テープ外れのもの	テーピング等の補修を行う。
	電線・ケーブル等と機器との接続部の締付けが不完全なもの	締付けを行う。
	配線不良のもの	使用頻度が高くかつ危険が予想されるものは、施工容易な小範囲なものについて取替え又は修理を行う。 なお、絶縁不良等で災害の発生が予想されるものは、発注者と協議して電路から切り離し等の処置を行う。
接地工事	接地線の接続外れ又は断線しているもの	接続端子の締付け及びコネクタもしくはスリーブ等で容易に施工できるものは改修を行う。
	接続工事がないもの及び接地抵抗値の改修を要するもの	早急に新設または改修しないと危険が予想されるもので施工容易なものは、仮工事等を行う。
その他	立入禁止・高圧危険等の標識がないもの及び標識の不明瞭なもの	取付け又は取替える。
	受配電盤・開閉装置・制御装置・配電箱及び操作箱の表示灯の不良なもの	ランプ不良の場合は予備品と取替える。
	高圧開閉器等の操作網の不完全なもの	施工が容易なものは取付け又は取替を行う。
	不要設備・遊休設備等の処置	発注者と協議のうえ電路から切り離し等の処置を行う。